

## 平成24年度 「緑の募金事業」各事業共通留意事項

国土緑化推進機構

### 1 交付対象経費について

- 申請事業に係わる経費が対象であり、団体の運営に関する経費やボランティアの労賃は助成対象とはなりません。
- 資材費  
募集要領に定めのない資産の増となる物品、高額な物品の購入費、食糧費は助成対象とはなりません。  
ただし、森林整備の作業に必要となるチェーンソー、刈り払い機は、1つの事業についてそれぞれ2台まで助成対象となります。  
(参考)
  - ・チェーンソー 上限単価は、50千円/台
  - ・刈り払い機 上限単価は、35千円/台(例えば、80千円のチェーンソーを購入した場合は、50千円を超過した30千円分は自己負担となります。)
- 指導者経費  
事業実行のために直接必要な指導者経費は、旅費、宿泊費を含め助成対象となります。  
ただし、指導者経費の対象となるのは外部講師であり、内部講師は対象となりません。
- ホテル、旅館、厚生施設等の宿泊費は、助成対象外ですが、付近に利用できる施設がなく、やむを得ず公共施設を宿舎として一括借り上げる場合は、助成対象となります。  
(この場合でも食費は含まれません。)
- 交通費は、集合・解散の場所から事業を行う場所までの実費が対象となりますが、居住地から集合解散場所までの旅費は対象となりません。
- 活動現地における事業案内看板(又は標柱)の設置が必要であり、このための経費が助成対象となります。
- その他細部について、募集要領を参照してください。

### 2 応募申請について

- 規定用紙にまとめて提出願います。(必要に応じ最小限の資料添付可能。)
- 特定公募(国民参加による間伐及び間伐材の利用促進事業)は、別途定めるパソコンによる電子申請が必要となります。
- 事業場所については、都道府県、市町村名を忘れず記入してください。
- 連絡先は、担当者名と、昼間確実に連絡ができる電話・携帯電話の番号などを記入願います。  
(何日も連絡がとれず、支払い事務に困難を来たす事例が見受けられます。ご協力をお願いします。)

### 3 実績報告書の提出について

- 事業期間が終了したら、3カ月以内に期限厳守で実績報告書を提出することとなっておりますが、支払事務等の円滑を図るため可能な限り2ヶ月以内となるように提出してください。
- 実績報告書には、領収書の原本を必ず添付してください。
- なお、団体で領収書の原本が必要な場合には、返送しますので、原本と鮮明なコピー及び切手貼付の返信用封筒を同時に提出してください。